

事業評価表

(平成20年度実施事業)

事業CD. 0103101 - 04000

京都府南丹市
作成日: 平成21年05月11日

事業名	福祉医療費支給事業	事業運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助等	所管部署名等
細事業名		委託先	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 自治会・地縁団体	市民部
事業区分	事業分類: (B) ソフト事業 政策体系CD: 146 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 時限事業 (平成 年度迄)	関連法令・条例等	<input type="checkbox"/> その他 ()	国保医療課 担当: 上段 順弘
南丹市福祉医療費の支給に関する条例				

【事業の概要】

- ①施策で目指す目標との関連付け
高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる自立支援、母子世帯への経済的支援
- ②事業を実施する必要性
心身障がい者及び母子等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。
- ③未実施事項
なし
- ④他に効果が見込める施策があるか
なし

○下記の手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担する。

○制度の内訳
京都府制度
障害者手帳1級、2級、療育手帳A、障害者手帳3級と療育手帳Bの重複障害者、母子

市制度
障害者手帳3級、4級、療育手帳B、精神福祉手帳1級、2級、3級

【前年度の評価を受けて改善した点等】

前年度評価は無し。予算枠配分実施に伴い、平成20年8月1日より所得制限を拡大し予算の削減を図るよう市制度(障害)の一部改正を議会に提案したが、対象者数を減少させることについて全会一致で否決された。

【事業費の推移】

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21予算	平22計画
決算額または計画額	千円	139,466	143,464	153,981	154,247	161,294
うち一般職、嘱託職、臨時職 給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0
財源	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0
内訳	国・府支出金	千円	23,644	26,085	30,552	32,590
	地方債	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	115,822	117,379	123,429	121,657
職員等従事人員	人/年	—	—	0.65		
人件費	千円	—	—	4,573		
事業費総額	千円	—	—	158,554		

【主な支出の内訳】

福祉医療給付費 151,404千円 (扶助費)

【近隣市町村の取り組み状況】

近隣より対象者の範囲を拡大している

【所属長総括評価】

- ①事業執行にあたり議論を重ねた点
市制度対象者の縮小
- ②当該事業のアピール事項
新規対象者には施策担当課から該当者に説明、母子は窓口で照会
- ③反省点、今後の展開・方向性等
施策の担当課が総合的に判断する事業であると思われる所以事務配分の見直しを検討する必要がある。平成21年8月から、市制度(障害)について自己負担金を通院のみ300円/回負担する制度改正施行。

平成20年度実施事業

事 業 活 動 記 錄

政策体系CD	146	事 業 名	福祉医療費支給事業		
事業CD.	103101-04000	細 事 業 名			
所管部局	市民部	所管課	国保医療課	担当	上段 順弘

103101-04000

区分	活動内容	活動日または時期	活動結果
医療費支給	心身障がい者及び母子世帯に対し、医療費を助成した。	年間	助成額：151,403,760円
年度更新	受給者証は8月1日～翌年7月31日までとなっており、そのとき所得要件を審査して、次年度の受給者証を交付する。	7月	滞りなく行われた。
制度改正	市制度分(市単費による対象者拡大分)の自己負担額を、0円から1日300円に改めるべく、条例改正・広報等を行つた。	8月～	平成21年8月からの実施